

平成28年度 指定管理者候補者の選定結果について

施設名	指定管理者候補者	指定期間	担当課	選定方法
総合福祉センター	(社福)志木市社会福祉協議会	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	福祉課	随意指定
児童センター			子ども家庭課	
宗岡子育て支援センター				
宗岡第二公民館			いろは遊学館	
宗岡公民館	(公財)志木市文化スポーツ振興公社			
秋ヶ瀬運動場施設			生涯学習課	

【選定結果一覧】

1 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定に当たっては、原則公募とするが、各施設の特性に応じて、「公の施設の管理方針（第6次改訂版）」（平成28年8月策定）に規定された理由に該当する場合は、随意指定できるものとする。

2 審査方法

志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において、申請書類の審査により、指定管理者の候補者を選定する。

3 審査基準

各施設の仕様書に示した審査基準による。

4 選考基準

志木市公の施設の指定管理者候補者選定審査基準票に基づく項目により、相対評価の5段階評価として採点し、総得点を出席委員で除した得点が、満点の6割に満たない場合は、指定管理者候補者とししない。

5 施設ごとの選定結果

①総合福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センター、宗岡第二公民館 【満点：110点】

所管課：福祉課、子ども家庭課、いろは遊学館

申請団体	平均得点	選定の理由
(社福)志木市社会福祉協議会	78.9点	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に福祉センターの機能移転に伴う大規模改修工事が予定されており、工事期間中は指定管理受託者の運営に支障をきたす恐れがあること、さらに公共施設等マネジメント戦略における施設の更新・統廃合を進める中で、施設の運営方針が定まるまでの間、施設の特性等を鑑みて、安定的・効率的な運営を確保することから、単年度の随意指定が妥当である。 「公の施設の管理方針」の基本方針に位置付けられた指定管理者の導入方針に該当するものと判断するとともに、団体として施設の管理運営を安定して行う能力を有している。

★上記の結果により、「(社福)志木市社会福祉協議会」を指定管理者候補者と決定する。

②宗岡公民館 【満点：110点】

所管課：いろは遊学館

申請団体	平均得点	選定の理由
(公財)志木市文化スポーツ振興公社	77.1点	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は、宗岡地域の利用可能な公共施設が減少することから、市民の安定的な利用を確保するためには、市及び公共施設の綿密な連携を図る必要があるため、他施設の管理実績等も踏まえ随意指定とする。 「公の施設の管理方針」の基本方針に位置付けられた指定管理者の導入方針に該当するものと判断するとともに、団体として施設の管理運営を安定して行う能力を有している。

★上記の結果により、「(公財)志木市文化スポーツ振興公社」を指定管理者候補者と決定する。

③秋ヶ瀬運動場施設 【満点：110点】

所管課：生涯学習課

申請団体等	平均得点	選定の理由
(公財)志木市文化スポーツ振興公社	79.1点	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度における総合福祉センター内大規模改修工事に伴い、子育て支援施設等が秋ヶ瀬スポーツセンター内で運営をする予定であるが、一般利用者や子育て支援施設利用者に今まで同様のサービスを実施するには、他指定管理者に変更したことを想定すると困難であると判断し随意指定理由が妥当である。 ・「公の施設の管理方針」の基本方針に位置付けられた指定管理者の導入方針に該当するものと判断するとともに、団体として施設の管理運営を安定して行う能力を有している。

★上記の結果により、「(公財)志木市文化スポーツ振興公社」を指定管理者候補者と決定する。